

香川県教育委員会 5月定例会会議録

1. 開催日時 令和元年5月14日(月)
開 会 午前 9時30分
閉 会 午前10時30分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	藤 村 育 雄
委 員	平 野 美 紀
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	槇 田 實
委 員	藤 澤 茜

4. 教育長及び委員以外の出席者

理 事	松 原 文 士
教育次長兼政策調整監	井 元 多 恵
総務課長	白 井 道 代
義務教育課長	小 柳 和 代
高校教育課長	金 子 達 雄
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	原 田 智
政策主幹兼総務課副課長	石 川 史 郎
義務教育課長補佐	三 好 健 浩
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長補佐	白 川 暁 美
義務教育課主任管理主事	長 町 裕 子
高校教育課主任管理主事	山 田 憲 治
生涯学習・文化財課主任社会教育主事	中 山 星 司

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

4月定例会の会議録署名委員の藤澤委員から、同定例会の会議録について適正

に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第1号及び議案第2号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあること」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議案

○議案第1号 香川県スポーツ推進審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県社会教育委員の委嘱について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和2年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について
高校教育課長から、令和2年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項について説明。

【質疑・意見交換】

<藤村委員>インターネット出願については、年々増加傾向にあるのではなく、一定程度からは横這いの状況であると聞いたが、最近はどのような状況なのか。また、インターネット出願の場合、郵送での出願よりも2日ほど締め切りが早い理由は何か。

<高校教育課長>インターネット出願については増加している状況であり、平成31年度のインターネット出願者は289人、30年度が251人、29年度が231人となっており、31年度のインターネット出願者数は、過去最多である。インターネット出願を開始した年度が135人であったので、ほぼ倍増しており、出願方法としてはある程度定着しているものと考えている。ネット出願の締め切りを早めている理由は、出願された内容を確認する作業において、インターネット出願の方が若干不備が多く見受けられることから、確認作業の時間を確保するために締め切りを早めているものである。

＜藤村委員＞インターネットのフォームから直接出願するのではなく、インターネット上の様式をダウンロードして郵送する出願者も多いと思うが、そのような出願者も増えているのか。

＜高校教育課長＞そのような方法で出願している人数については、正確な情報を把握していないが、一定数はいると考える。

＜藤村委員＞そういったことを踏まえて、実施要項などにQRコードをつけて、対象のホームページにアクセスしやすい工夫をしてもらいたい。

＜高校教育課長＞このインターネット出願については、県教育委員会の独自のホームページに掲載しているのではなく、香川県のホームページの中に、インターネット出願できる教員以外の採用募集も含めて掲載しているが、QRコードで教員採用のページにダイレクトにアクセスできるように改善を検討したい。

＜藤村委員＞この実施要項の中では秋募集について触れられていないようだが、どのようにして周知を図ろうと考えているのか。

＜義務教育課長＞実施要項の1ページ中段に「小学校教諭を志望する者を対象とした秋募集の要項及び詳細については、9月上旬に公表予定」と記載するとともに、2ページ最下段に「秋募集の受験を考えている者は、県教育委員会の大綱を確認しておくこと」と記載し、秋募集を実施することについて周知を図っている。

＜藤村委員＞今回の募集の売りなので、もう少し分かり易く周知する工夫をしてもらいたい。また、福岡県教育委員会では英語の能力で1割程度の加点を与えるなど、他県では採用時に配慮をする事例も出てきている。そのようなメリハリを付けた採用が行われるようになってきた中で、香川県はまだ従来どおりの取組みを続けており、今後は他県の取組みなども参考にして考えていく必要があるのではないかと思う。プログラミング教育など色々と導入される中で、文部科学省では小学校への専科教員の配置も併せて検討されているようであるが、香川県では採用時にもそのような配慮をしているということが、教員を呼込むための力になるのではないかと思うので、ぜひ検討してもらいたい。

＜義務教育課長＞他県の状況を確認する。

＜小坂委員＞秋募集の採用人数について、現時点ではどのように考えているのか。

＜義務教育課長＞毎年、夏の受験者に対して合否の結果を知らせているが、様々な理由で辞退者が出る。この辞退者が出たことで採用予定人数に満たなかったものについては、秋募集の合格者を充てることができるのではないかと考えている。出身県と香川県に併願していて、香川県が合格通知を出した後に出身地の合格が決まり、最終的に出身地での採用を選択した場合など、毎年、合格を通知した後に辞退者が出るので、そのような場合に秋募集の採用者を充てたいと考えている。

＜藤村委員＞再任用する教員の人数が増えているとの説明があったが、再任用にあたっての試験要領などは公表されているのか。また、再任用の基準は県内の教員に限られていると思うが、今後、他県で定年退職した教員を再任用する可

能性はあるのか。

＜高校教育課長＞再任用については、特に試験は行っていない。定年退職までの勤務状況などから、引き続きの雇用が可能かどうかを判断している。また、他県の退職教員の再任用については、本県の教員として定年まで勤めて退職した方を、年金が支給される年齢まで接続させるという再任用の制度の趣旨から考えると、県立学校を退職された教員に限定されるものと考ええる。

＜藤澤委員＞今年度から療育手帳の交付を受けている方の出願も可能となっているが、実際には特別選考Ⅱに身体障害者手帳の交付を受けている方が、これまで毎年何人くらいの出願があり、合格者は何人くらいいるのか。

＜高校教育課長＞年度によって状況が変わるが、県立学校の場合は出願者が5人から10人程度で、採用者については2人から3人が採用される年度もあれば、採用者がいない年度もある。

＜義務教育課長＞小中学校では、昨年度の受験者で身体障害者手帳の交付を受けている方は1人で、合格して採用されている。